

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 6 年 9 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時 5 9 分～午前 1 1 時 2 7 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 議 長 助川 忠弘 副議長 佐藤 浩 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 松本 寛道 山田 一一 渡邊 晋宏 渡部 和子
委 員 外 出 席 者	（傍聴） 内田 博紀 上橋しほと 北村 和之 塚本竜太郎 末永 康文 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長（染谷 康則）

午前 10 時 59 分開会

○委員長 それでは、皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

意見書についてを議題といたします。

まず、前回の議会運営委員会で提出することが決定しております意見書 1 件についてでございます。

こちらの意見書の案文について事務局より説明願います。

○議事課長 次のページでございます。資料 2 ページ目が前回の議会運営委員会でお示した当初案文でございます。こちらの文面について柏清風さん、公明党さん、日本共産党さんで御協議をいただき、合意が取れた文面が資料 3 ページとなっております。なお、案文中下線部分が字句の訂正を行った箇所となります。訂正後の内容について朗読をいたします。

〔議員提出議案第 1 号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

議員提出議案第 1 号、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書について案文はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。案文は、資料のとおりと決めます。

先例により、提出者は最大会派の代表者となり、他の会派の代表者は賛成者となります。後ほど署名をお願いします。

○委員長 続いて、意見書提出を求める請願について事務局より説明願います。

○議事課長 資料 1、(2)でございます。今回意見書の提出を求める請願は 3 件であり、本会議において請願 16 号については賛成少数で不採択、請願 18 号及び請願 19 号については全会一致で採択となる見込みです。以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおりであります。全会一致となります意見書 2 件を提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、意見書 2 件を提出することといたします。

提出することと決した意見書の案文について事務局より説明願います。

○議事課長 資料 3 ページと 4 ページでございます。提出された案を基に案文を用意させていただきました。朗読をいたします。

〔議員提出議案第 2 号、第 3 号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

議員提出議案第 2 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてい

かがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では次に、議員提出議案第3号、2025年度教育予算拡充に関する意見書についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 案文は、資料のとおりと決します。

先例により、提出者は最大会派の代表者になり、他の会派の代表者は賛成者となります。後ほど署名をお願いします。

○委員長 次に、本日の本会議の進行についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙、横長A3の進行表に沿って御説明申し上げます。

まず、日程第1は議案第1号から第19号、第33号から第39号までの26議案についてでございます。総務市民委員長、健康福祉委員長、教育子供委員長、建設経済環境委員長の文書による報告とそれに対する質疑を行います。続きまして、議案の採決を行います。

まず、討論通告のない第1区分に記載の議案第2号、第3号、第5号、第6号、第11号から第16号、第18号、第19号、第33号、第35号、第36号、第38号、第39号の17議案について採決を行いまして、第1区分は全会一致で原案可決となる見込みでございます。

続いて、その下の第2区分から第10区分の議案第1号、第4号、第7号から第10号、第17号、第34号、第37号の9議案については討論の通告がございます。内田議員が第1号、第4号の反対討論、若狭議員が第1号の反対討論、矢澤議員が第1号の反対討論、武藤議員が第4号、第34号、第37号の反対討論、末永議員が第7号、第17号の反対討論、鈴木議員が第8号から第10号の反対討論を行います。討論の後、区分ごとに採決を行いまして、第2区分から第10区分の議案第7号、第8号、第9号、第10号、第17号、第34号、第37号、第4号、第1号はいずれも賛成多数で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、日程第2、請願についてでございます。総務市民委員長、健康福祉委員長、教育子供委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、討論を通告に従い行っていただきます。渡部議員が請願14号から第16号について、渡邊晋宏議員が請願16号について、林紗絵子議員が請願20号について、後藤議員が請願20号について順次討論を行います。討論の後採決を行い、第1区分の請願17号から19号は全会一致で採択の見込み、第2区分の請願20号の主旨1、第3区分の請願20号の主旨2についても全会一致で採択の見込み、第4区分の請願16号につきましては委員長報告は採択であります、賛成少数で不採択となる見込み、第5区分、第6区分の請願14号、15号については委員長報告は不採択でありますので、採択をお諮りし、

いずれも賛成少数で不採択となる見込みです。なお、第5区分、第6区分について末永議員の態度が空欄となっておりますが、ここについては態度表明しないと伺っております。

続きまして、日程第3は追加提出の議案第42号から第47号までの人事案件6議案でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより1件ずつ行っていただきます。

続いて、日程第4は先日の本会議で教育長から報告のありました追加提出の議案第48号から第53号までの教師用教科書等購入に関する財産の取得の追認議案6件でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、教育子供委員会に付託されます。付託後でございますが、10月1日の教育子供委員会で審査され、10月3日の採決日に採決を行うこととなります。

続きまして、日程第5は議員提出議案第1号から第3号、意見書提出の3議案でございます。趣旨説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより一括で行っていただきます。

続きまして、日程第6、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙です。松本議員の広域連合議会議員辞職に伴い、選挙を行っていただくものでございます。

次に、日程第7、休会に関する件についてです。9月28日から2日までの4日間は休会となります。本日の本会議の流れは以上でございます。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしくお願いいたしますします。

○委員長 次に、申入れについてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料3でございます。令和6年9月25日付で無所属議員3名から、また令和6年9月26日付で柏エナジーさんから政務活動費についての申入れがございました。以上でございます。

○委員長 本件につきましては、9月20日の議会運営委員会で協議を再開することとなりました政務活動費の検討と一緒に協議することといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、当時の市民サイド・ネットさんからの申入れで継続となっていた項目や日本共産党さんからの申入れと一緒に協議していくことといたします。なお、皆様から御提出いただいた要望を基に必要な調査やデータの収集を行い、資料が整いましたら議会運営委員会での御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

○委員長 次に、6階のフロアのカーペット張り替えについてを議題といたします。事務局より報告がございます。

○庶務課長 資料４でございます。令和６年２月１６日での議会運営委員会でお知らせいたしました６階フロアのカーペット張り替えにつきまして日程が決まりましたので、その御報告とお願いでございます。

まず、作業日程ですが、２回に分けて行います。第１回目については、会派控室の張り替え作業を令和６年１０月１２日土曜日から１４日月曜日の３連休で実施いたします。次に、第２回目として議長室、議長応接室、廊下及び倉庫となっているお部屋を１１月２日土曜日から４日月曜日の３連休で実施いたします。

皆様には、作業日までに次のことをお願いいたします。カーペットを張り替えるため控室の物品を一旦廊下に出すこととなりますが、この作業は業者が行います。机や袖机の中の物品等はそのまま大丈夫でございますが、書類棚につきましては本や書類が入ったままでは動かすことができないため、段ボールへの梱包をお願いいたします。また、机の足元などにある物品も段ボール等に梱包していただき、机の上に置いておいてください。その他湯飲みなど割れやすいものは、紙などを詰めて、割れないようにして段ボールへ梱包していただき、割れ物などと段ボールに記載してください。また、パソコン等電気機器のコンセントや配線は抜いておいてください。なお、物品を詰めていただく段ボールは、庶務課で御用意しておりますので、必要枚数をお知らせください。また、カーペットの張り替えが終わりましたら、机や棚、パソコン等の電気機器は業者が元の位置にお戻しいたしますが、段ボールに詰めた書類や物品の開放、電気機器の配線の接続は皆様をお願いすることになりますので、よろしくをお願いいたします。また、張り替え作業を行っている間は６階フロアには入れませんので、よろしくをお願いいたします。なお、貴重品などは会派控室には置いておかないようお願いいたします。以上でございます。

○委員長 本件は、事務局報告のとおり御了承、御協力をお願いいたします。

○委員長 次回は、１０月３日木曜日午前１１時から開く予定であります。

以上で議会運営委員……どうぞ、共産党さん。

○渡部 ちょっと１つ前に戻って申し訳ないんですけども、政務活動費に関してどういうふうなスケジュールといいますか、で議論されるのか、当然これ議論の開始ということは合意をしていますけども、本当に速やかに会派と無所属議員との差額、新たにあと金額も出ましたけども、速やかにこれは開始することが必要だなと思っているんですね。そうすると、次回といったら例えば１２月にもなっちゃいますし、これどういうふうなスケジュールというのを検討されているんでしょうか。なるべく早くに結論出すべきだという立場から、ちょっとそこだけ確認させていただきたいと思います。

○委員長 先ほどちょっと申しましたように、いただいた要望を基に必要な調査やデータの収集を行って、資料が整ったら臨時で議会運営委員会を開催したいと思っております。そのめどにつきましては、ちょっと事務局、何か言えますか、今の段階で。

○庶務課長 今のところ中核市に対する調査を行っておりまして、その中でちょっ

と不十分な部分もございますので、今ですと相手市さんも議会中でございますので、議会が終わってから速やかに調査を開始いたしまして、準備を進めたいと思っております。以上でございます。

○委員長 おおむねのめどつてありますか。

○庶務課長 10月の中旬、もしくは下旬というところでしょうか。

○委員長 ちょっと確定的なことはまだ事務局も確定できていないみたいですけども、今のようなスケジュールで検討して、進めていきたいと思っておりますので、御了承をお願いします。（私語する者あり）よろしいですか、許可して。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 どうぞ。

○末永康文委員外議員 今事務局から中核市の調査が必要って言っていますよね。調査も必要かもしれないけど、これは地方自治法の100条の14項から16項の中で幾ら支給するというのは決まって……幾らというか、支給条件というのは決まっているわけですよね。会派または議員って書いてあるじゃないですか、しっかり。私もこれまで知らなかったんですけども、よく見ていなかったんですけども、ある市に行って、調査費どうなっていますかって聞いたところが、これは何年か前に会派だけというふうにしていたけども、それは地方自治法によってこうなっていますよって言われて、気づいて、そこに添付していますけど、皆さんに。地方自治法の中にちゃんと書いてあるんですよ。だから、調査も必要かもしれないけど、参考資料で出していますけど、中核市の中で差がついているのは柏市だけですよ。柏市だけなんですよ。だから、そういう意味では調査する以前にこの議運でどうすべきかを決めるべきだと思うんです、これはね。差は今までどおりだとか、あるいは平等にするとか、いろいろなことをこの議運の中できちっと調べて、ほかの市がどうのこうのもあるかもしれんけども、地方自治法に基づいてこの議運がどうすべきかというのを決めていただきたいと思うんですよ。そうしなかったら、何かよそ様の顔色うかがって、まねしているというだけじゃないですか、それじゃ。議会の意味がないから、やっぱり法律に基づいてこうなっているということをきちっとすべきだと思いますけども。以上です。

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 度々すみません。私も中核市は条例を見て調査しました。柏市のようなやり方をしているという中核市は一つもないなということを確認いたしました。ですから、中核市の調査って結局金額がどうだということの違いは分かっても、柏市のような差をつけているという自治体は中核市の中にはありません。それは、条例を見れば議員でも調査できることなんですね。ですから、これ中核市の資料が出そろってからということではなく、本当に地方自治法にのっとった方向で決めるということを確認をして、じゃなるべく早くいつにそういう改正を具体的にするのかということをやはり早急に議論すべきだなというふうに私思います。以上です。（私語する者あり）

○委員長 どうぞ。

○末永康文委員外議員 私 8 月 29 日に太田市長から政務活動費変更交付決定通知というのをもらったんです、これはね。これは、今までの条例で第 4 条、5 条の中で 5 万円を 8 万円にしているから、会派がなくなったから減りますよ、あなたは今度 5 万円になりますよという通知なんです。これに対して、今朝私行政課に行って、不服審査請求の用紙をもらってきて、不服審査請求するというふうに言ったんです。なぜならば、これを基にあなたはないよって言っているんですけど、政務調査費はもともと補助金なんです、補助金。市長の補助金で成り立っているんですよ。その補助金に差をつけているということは、地方自治法からいったら平等、公平中立からいうとこれは明らかに間違っていると私は思うんですよ。だから、不服審査請求するんですけども、こういうことをいつまでも続けるんじゃなくて、私が金額の問題、前回の議運で平等にして、8 万円と 5 万円の差があるのは 5 万円にそろえろと言ったんですけども、私は、エナジーさんからも出ていますが、これは平等にすることを基本にまずこの議運で議論していただきたい。そうしなければ不服審査で、これは明らかにして、記者会見もやるんで、全くみっともないことになっていくじゃないですか。この議運がこういうことを平気でやっていいのかと私思うんですよ。だから、渡部委員が言ったように、早急に議論して、これはすぐ金額を提示するだけですよね。そうしなきゃ 10 月 1 日に今度はまた予算要求して、10 月 20 日に振り込むわけでしょう。と同時に、また来年の予算もあるわけですよね。ですから、こういうのは速やかに是正することが大事じゃないでしょうか、議運が。以上です。（私語する者あり）

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、今御意見もいただいたように、できるところから準備でき次第進めていくということで、事務局のほうも準備をお願いします。

○委員長 それでは、次回は 10 月 3 日木曜日午前 11 時から開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 11 時 27 分閉会